

希望型指名競争入札制度の手引き
(千葉県都市局)

令和元年 5 月

千葉市都市局 希望型指名競争入札制度の手引き

千葉市都市局では、入札制度のより一層の透明性、競争性及び公正性を確保する観点から、一定の資格要件を定め、事前に希望者を募り執行する「希望型指名競争入札制度」を平成20年1月より試行を開始し、平成21年度に契約を締結する業務に関してその対象範囲を拡大することとしました。

本入札制度に参加を希望する場合は、以下の事項について十分留意して参加してください。

1. 対象

原則として、100万円を超える業務委託並びに施設の修繕（以下、「業務委託等」という。）全て

～随意契約、WTO政府調達協定対象案件については除きます～

2. 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は入札参加申請を行うことができないものとします。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合

イ 対象業務委託等の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した
場合

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした
場合で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない場合

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした
場合で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合

オ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を
含む）を滞納している場合

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行う
べき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない場合

キ 千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない場合

ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）
及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）
に基づく指名停止措置等を対象業務の入札参加申請期限の日から入札日まで
の間に受けている場合

ケ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反して

- いる場合
- コ その他

(2) これらに加え、対象業務委託等の種類又は性質により、以下の資格要件を設けますので、入札参加申請を行うにはこれらの資格要件を満たすことが必要となります。

- ア 対象業務委託等と同種業務委託等の履行実績
- イ 技術者の配置
- ウ 地区区分
- エ その他

<地区区分の種類>

市内業者	千葉市内に本店を有する者
準市内業者	千葉市内に支店・営業所等を有する者
市外業者	千葉市内に事業所を有しない者

3. 公表

(1) 原則として月曜日に、委託等発注表（千葉市都市局業務委託等希望型指名競争入札実施要綱様式第1号）を、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲示し公表します。

(2) 入札日前に公表する内容は以下のとおりです。

- ア 業種
- イ 委託名又は修繕名
- ウ 履行場所
- エ 概要
- オ 期間
- カ 資格要件
- キ 申込期間
- ク その他

4. 入札参加申請

(1) 入札参加を希望する際の提出書類は以下のとおりです。

- ア 希望型指名競争入札参加申請書（様式第2号）
- イ 同種業務委託等の履行実績を確認できる書類（契約書の写し・認定書の写しなど）

(資格要件に、履行実績を定めている場合に必要です)

(2) 申込期間は、対象業務委託等の公表を開始した日から公表の最終日まで(原則として5日間)です。詳細は委託等発注表に記載します。

(3) 希望者が多数あるいは少数であった場合の取扱い

希望型指名競争入札として公表した結果、希望者が多数あった場合でも、資格要件等を満たしていれば、原則として全ての希望者を指名します。

また、希望者が少数であるなど、資格要件等を満たす業者が2者未満であった場合には、通常の指名競争入札に切替えて執行します。

5. その他

(1) 資本若しくは人事面等において関連会社となる業者については、一緒に同一案件に申請はできません。

(2) 申請にあたり、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数について十分考慮のうえ申請書を提出してください。

(3) 提出された申請書は、指名業者を選定するにあたっての参考資料とするものであり、直ちに指名につながるものではありません。提出にあたっては、再度記載内容の確認をお願いします(書類に不備があると指名されないことがあります)。

希望型指名競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 所在地
 商号又は名称
 代表者氏名 (印)
 (担当者名)
 (電話番号)
 (E-mail)

競争入札に参加を希望します。この申請書については、事実と相違ないことを誓約します。

希望業務委託名 又は修繕名			
当該業種の技術職員数	人		
千葉市発注の 当該業種の 手持業務委託等件数	件	他の官公庁発注の 当該業種の 手持業務委託等件数	件

同種業務委託又は同種修繕の履行実績 (官公庁実績を優先)	
委託名又は 修繕名	
履行場所	
発注者名	
契約金額	(円 円)
期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資割合) %
概要	

※希望型指名競争入札参加申請書の裏面になります。

- 注1 申請にあたり、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数について十分考慮のうえ提出すること。
- 2 押印は実印・使用印等の届出印とする。
- 3 受付時間を厳守すること。
- 4 「同種業務委託又は同種修繕の履行実績」欄は、過去10年以内に当該業務が完成し、引渡しの済んだ履行実績を記入すること。また、資格要件に同種業務委託又は同種修繕の履行実績等を設けている場合には、資格要件に該当する同種業務委託又は同種修繕を履行した実績を確認できる書類（契約書の写し、認定書の写しなど）を添付すること。
- 5 「契約金額」欄は、共同企業体施工の場合は、上段に出資割合による按分額を（ ）内に総額を記入すること。
- 6 「概要」欄は、業務内容・規模等を記入すること。
- 7 提出された申請書は、指名業者を選定するにあたっての参考資料とするものであり、直ちに指名につながるものではありません。
- 8 提出前に、もう一度、記載内容の確認をお願いします（書類に不備があると指名されないことがあります）。

希望型指名競争入札参加申請（業務委託等）にあたっての留意点について

- ・役員兼務（監査役を除く。）又は資本提携（50%以上）がある企業は、同一案件の指名を受けることはできません。
- ・審査のうえ、資格要件等に適合しなければ指名されないこともあります。
- ・指名後に資格要件等に適合しなくなった場合は、入札参加資格を失います。
- ・希望型指名競争入札に入札参加申請をした場合は、同一の入札参加資格等審査会の対象委託又は修繕となる、同一業種の希望型以外の通常指名競争入札対象委託又は修繕については、指名選定の公平性等の観点から指名選定の対象にはなりません。
- ・ただし、同一の入札参加資格等審査会の対象となる同一業種の委託又は修繕件数が多く、希望型指名競争入札に入札参加申請をしなかった者だけでは指名業者数に不足が生じる場合は、同一業種全体の指名状況を考慮し、希望型指名競争入札に入札参加申請をした者についても、希望型以外の通常指名競争入札対象委託又は修繕について指名選定の対象とする場合があります。